

○議長（高橋伸二君） 四十七番伊藤和博君。

〔四十七番 伊藤和博君登壇〕

○四十七番（伊藤和博君） おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、公明党県議団、伊藤和博、大綱四点について順次通告に従いまして一般質問させていただきます。

大綱一点目、子育て支援について伺います。

先日、大崎市に伺った際に、伊藤市長から、鳴子の二つの小学校が廃校になり小中一貫校になるというお話を聞き、旧町でも一つの小学校になっていくんだという現実を改めて突きつけられた感がありました。一般紙の報道でも、廃校の記事を見るようになりました。また、私が住んでいる泉区でも、地元小学校では子供会育成会の廃止が決まりました。地元中学校では、地域ぐるみの生徒指導の推進や学校後援会との連携、協力との活動目標が掲げられております。時代の流れとはいえ、小学校での地域との受皿ともいべき組織がなくなることは残念でなりません。このことは、一つの小学校に限ったことではありません。こうした地域と連携した小学校の在り方が崩れていくことは、子育て施策にとっても大きなマイナスになると思います。また、地域から教育施設が離れていつている現実には、「宮城県子ども計画（仮称）」の推進する施策としての地域子育て支援などから離れていると思いますが、御所見をお伺いいたします。また、自分が卒業した小中学校がなくなるということは、寂しさとともに、地域コミュニティー活動にとっても大きな損失だと考えます。令和に入ってどれくらいの小中学校が統合若しくは廃校になったかをお示しく下さい。

令和五年の出生数は一万二千三百二十八人で、前年の一万二千八百五十二人より五百二十四人減少しました。また、合計特殊出生率が一・〇七となり、前年の一・〇九を〇・〇二下回りました。その原因が分かっただけで対応できるのでしようが、どのように考えているかをお伺いいたします。県内の自治体でもいろいろ出生率にばらつきがあります。広域圏別に見ると仙台都市圏が六・〇と最も高く、続いて石巻圏四・八、大崎圏四・七、登米圏四・三、気仙沼・本吉圏三・七、栗原圏三・四となっています。

低いところを押し上げる必要があると思いますが、出生率にばらつきがあることについてどのように分析し、どのような対応が必要と考えているのかをお伺いいたします。子

育て支援の政策については、一番人口が多く出生率も六・〇の仙台市との関係です。政令市ですから、基本的には、仙台市は独自にいろいろ権限を持って政策を進めるようになるわけでありませけれども、知事も昨年の記者会見の際に「仙台市任せでも駄目だと思っております。したがって、仙台市とよく話をしながら、県としてどういうお手伝いができるのかということをしつかり見極めていくということは、重要だと思います。」との発言がありました。仙台市との協議についてはどのように進んでいるか、伺いいたします。私自身、一昨年、初孫が誕生いたしました。身近なところで子育てしている娘家族を見てみると、やはり親世代に対する経済的支援が大事だと考えます。また、多くの皆さんが結婚後の生活資金支援だとか雇用の安定を望んでいると伺っておりますが、御所見を求めます。

大綱二点目、医療提供体制の確保について伺いいたします。

昨年四月に改定された第八次宮城県地域医療計画では、救急医療について、高齢化の進展により、救急出動件数及び救急搬送人員が増加する中で、より質の高い救急医療を提供するため、地域の救急医療機関が連携し、全ての救急患者に対応できる救急医療体制の構築を目指し、救急医療機関の役割の明確化、転退院に係る連携を必要といたします。主な取り組みべき施策として、救急医療に関する知識の普及及び適正利用の推進、救急搬送体制の充実、救急医療体制の強化を挙げております。その中で、知識の普及及び適正利用の推進については、令和七年度から#七一九の二十四時間化に取り組んでいただき、効果が期待される所です。しかし、現状では認知率が低く、新規に二十四時間化を図るに際して普及啓発に取り組む必要があると思っておりますが、御所見を求めます。

取り組みべき施策では、救急医療機関の役割の明確化、転退院に係る連携の必要性が記載されています。厚生労働省のホームページを見ますと、転院搬送における救急車の適正利用の推進の都道府県の役割については、都道府県は、各地域メディカルコントロール協議会等に対し、転院搬送の適正利用のための合意形成について、技術的な支援を行うこと。あわせて、緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること、更には、地域医療支援病院等の救急用又は患者輸送

用自動車に有している医療機関については、当該病院が所有する救急車または患者輸送用自動車の使用実態を把握した上で、当該自動車を転院搬送に有効に活用するように要請することと都道府県の役割を明示しております。病院救急車または患者輸送用自動車の使用実態と現状の宮城県の取組はどのようになっていくかお伺いいたします。

宮城県の転院搬送の実績を見ますと、令和五年は令和元年の数字から見るとマイナス二・三%の八百八十件、全体の搬送件数の九・七%です。全国平均のマイナス一%減から比べると成果が出ているように思われますが、一万二千六百件を超える現状です。

一例を見ますと、仙南消防本部の令和五年の消防年報によると、管内全体の救急出動件数では九千六十五件、そのうち転院搬送の割合は全体では一一・四%、みやぎ県南中核病院のある大河原町では一九・八%と突出しています。覚知から医療機関収容までは平均時間が四十九・九分ですが、大河原町は四十二・一分と少ない割に一時間以上かかる件数が百二十七件と一二・四%に上っています。この時間は、救急車不在時に近隣の消防署から出動するのに時間がかかったり、仙台市内への搬送が他市町の二倍弱あったりして、時間がかかったりすることが原因だと推定されます。仙台市内の病院に搬送した場合に、一台当たりの往復の所要時間は二時間三十分から三時間と推測されています。

また、東北大学医学部では、民間の救急車の活用を進めていると伺いました。厚生労働省の事業としては、令和六年から三次救急医療機関等に救急搬送された患者について連携するほかの医療機関でも対応が可能と判断された場合に、連携するほかの医療機関に看護師等が同乗の上で、転院搬送する場合の評価が新設されました。また、令和七年度予算案には、救急現場に出動するドクターカー活用促進事業や病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業なども盛り込まれているところがあります。このような現状を見ると、病院が自前の救急車を持つ必要性を感じますが、御所見を求めます。

断らない救急医療を掲げる湘南鎌倉総合病院を視察した際には、自前の病院救急車を複数台活用し、救急救命士が運用を担って積極的に下り搬送を実施しておりました。その中では、最新の病院救急車の導入先は、西宮消防本部から中古車を導入して、必要な資機材は購入したそうですが、新車導入のときよりかなり格安で賄ったと伺いました。このような情報提供は、県内各消防署と連携のとれる県消防課でも行えると考えますが、御所見を求めます。

地域医療構想に基づき、医療機関の機能集約・再編を行う大崎市民病院やみやぎ県南中核病院に対して施設整備への助成を行いますと、計画には明示されておりますが、どのような施設整備を考えているのかをお伺いいたします。更に、第二次救急医療機関は、高齢者救急をはじめ地域で発生する救急患者の初期診療と入院治療を主に行うなど、地域の救急医療機関の役割を明確化する必要があると思いますが、医療機関のネットワーク構築の現状と課題、そして今後の方向性について伺います。また、居宅介護施設の高齢者の救急医療についての現状と課題について伺います。

大綱三点目、今後の国際交流についてお伺いいたします。

私も公明党県議団三名で、昨年末、中国経済を支える主要なエンジンの一つと言える江蘇省のお招きを頂き、長江デルタ地帯の上海市、南通市、南京市、蘇州市を一週間ほど訪問し、新型都市化と農村部の振興、新しい産業育成への取組の現状を視察する機会に恵まれました。長江デルタ地帯の一部にすぎませんでしたが、その規模と発展のスピードは想像を超えたものであり、長期的な国家戦略に基づき、高付加価値の新たな産業を育成し、ダイナミックに変化し続ける中国の各都市の経済発展。更には、自然保護と両立し、誰もが温かな思いやりを感じられる社会の建設ということには学ぶべき点が非常に多かったですと実感しております。また、今回の訪問に際し、中華人民共和国駐新潟総領事館崔為磊総領事をはじめ、多くの皆様からお世話になったことに感謝申し上げます。

最近の日中関係は、昨年十一月の石破茂首相と習近平国家主席による首脳会談、翌十二月の日中外相会談と政府間で対話の動きが続いていました。両外相は、日中両首脳で確認した戦略的互恵関係を包括的に推進し、建設的かつ安定的な関係を構築するといふ大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくためにお互いに努力していくことを確認しました。また、そのためにあらゆるレベルで幅広い分野において意思疎通をより一層強化するとともに、必要な協議と作業を加速化し、首脳、外相を含むハイレベルの意思疎通、往來の機会も活用しながら具体的な成果を挙げるために最大限努力することで一致しました。こうした中での日中与交流協議会の再開は、両国の関係改善に向けた勢いを更に加速することにつながったと考えています。自民党の森山裕、公明党の西田実仁両幹事長らは、第九回日中与交流協議会に参加するため、

一月十三日から十五日までの日程で中国を訪問しました。協議会は、政治、経済、外交など幅広く意見交換し交流を深めるのが目的で、日本で第八回会合が行われた二〇一八年十月以来、六年三か月ぶりの再開となりました。政治局員以上の五人の中国高官と会うという前例のない訪中となりました。協議会の枠組みで中国首相との会談が実現したのは初めてで、こうした中国側の応対は異例の厚遇と言えると思います。中国側が日本との関係改善を重視していることが強く感じられます。十四日に北京市で開かれた協議会では、日本側から気候変動問題や北朝鮮のミサイル発射といった両国の共通の課題における協力を呼びかけた一方、日中間の課題について日本側の懸念を率直に伝えました。人々が安心して交流できる環境へ、蘇州市、深圳市での日本人児童殺傷事件や企業関係者の拘束による渡航・滞在への不安など、日本側の懸念をしっかりと受け止め、真摯な対応を要請。日本産水産物の輸入解禁などで目に見える成果を求めました。日中はお互いに影響し合う隣国。主張すべきは主張し、協力し合うところは協力し合っていくとの姿勢で訪中に臨んだのは、交流を妨げる懸念を取り除きたいとの強い思いの現れであります。私どもの訪問の中でも国家間だけではなく、あらゆる分野での交流を求めています。特に、村井知事の訪中を歓迎する旨の意向も示されました。江蘇省には、愛知県の大村知事が訪問する予定であることも紹介されました。村井知事におかれましても、全国知事会会長として、福島、岩手県知事も連携し、現地の知事として直接日本産水産物の輸入解禁やインバウンド誘致、更にはパンダの誘致など、直接的に働きかけることも必要だと考えますが、御所見を求めます。中国吉林省との交流事業は、観光、教育など様々な分野で実施され、成果を挙げていると認識しています。このことは大事にしながらも、新たに直行便が運航している大連や上海、そして香港周辺都市とも友情提携の関係を結ぶ必要性を感じますが、知事の御所見を求めます。吉林省からは、研修生の受入れや県職員の派遣を実施するなど語学研修等も行ってありますが、東北大学には中国から千四百人もの学生が留学していると伺っております。こうした高度人材となる留学生との交流などについて、どのような取組をしているのかお伺いいたします。更に、青少年の交流事業も必要と考えますが、御所見を求めます。中国との共通課題である高齢者介護、医療体制の構築などについては、交流の希望もあるというふうに伺いました。現状どのような取組がなされているのかをお伺いいたします。中国との交流事業強化は、

現在の大連事務所の役割や観光事業のセールス強化が必要となります。設置二十周年を迎える大連事務所の役割をどのように考えているのかをお伺いいたします。また、将来的には、大崎の日本語学校の中国人の受入れ窓口を担うことも必要だと考えますが、御所見をお伺いします。韓国との交流事業については、駐仙台大韓民国総領事館が大事な役割を果たしているように、中国との交流事業については、現在管轄する総領事館は新潟にあります。将来にわたってのことを考えれば、やはり仙台に総領事館があることが必要だと考えます。宮城県のみならず東北が一体となつて、中国のみならず日本政府に総領事館の仙台誘致を働きかけるべきと考えますが、御所見を求めます。

大綱四点目、県営住宅についてお伺いいたします。

私の選挙区である泉区には将監団地や黒松団地があります。居住されている皆さんから様々な御意見を伺う機会があります。令和五年に県営住宅の集約に伴う移転支援の方針策定以来、該当の県営将監第五住宅や黒松第二住宅のみならず、周辺の県営住宅にお住まいの方々からも不安の声が上がっております。「ついの住みかで入居を考えていたのに」とか「周辺の県営住宅に移っても、いつまで住んでいることができるか」など、様々な声が聞こえてきます。県では、入居者説明会などを実施していることは伺っておりますが、なかなか周知できていないのではないかと思います。そこで入居者説明会の出席状況並びに周辺、例えば将監団地で言えば、第一から第四までの入居者への説明についてどのように対処しているのかお伺いいたします。

また、自治会としての広報の在り方を考える必要もあると考えます。従来の方法プラスSNSの活用などもあると思います。仙台市などでも、町内会の広報の在り方などへの講習会なども開催されておりますが、県としても、自治会の運営なども含めた研修の場を設けることも考えてよい時期だと思えますが、御所見をお伺いいたします。自治会の在り方が問われる時期に差しかかったと言えます。高齢化や現役世代の働き方に伴い、自治会役員の成り手不足も顕著になってきました。自治会の活動にも影響を及ぼしているように感じます。このような時期に共益費の納入も公社の方に委託すると、公社の方で徴収する制度が導入されると伺い、一歩前進だと感じます。二月には来年度の草刈りをどうするのかとか、様々な課題を持って臨時総会も始まると伺っておりますが、このような制度について導入スケジュールをお示しいただきたいと思えます。また、自

治会で運営される電気代などの共益費の負担について、入居率なども参考にしながら決められるとか、草刈りの回数を幾らにするとか、そうしたマニュアルを提示する用意があるのかどうかお伺いいたします。また、生活する上で必要な自治会として合意を得る細かな項目があると思います。例えば、訪問看護を受ける上での空き県営住宅の駐車場確保とか、移動灯油販売車の通路への乗り入れなど、自治会の裁量で公社に申請を要することが多々あると思いますが、役員の方々が気のつかない点など、公社からメニュー提案をするなどの工夫が必要と思いますが、御所見をお伺いいたします。また、防犯の観点からは、共益費の公社での納入が決まった際には、自治会で行っていた草刈りや敷地内の樹木の剪定などについても、敷地内の死角をなくす工夫をするなど、防犯性を高める対応を公社と一緒に協賛、実施していただきたいと思います。また、入居率低下や高齢化により、地域の目が少なくなる中、犯罪抑止力になる防犯カメラの設置は、侵入リスクの高い県営住宅にとって必要になると思われませんが、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 伊藤和博議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、宮城の子ども・子育てについての御質問のうち、出生数や合計特殊出生率、圏域別の出生率についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県の出生数や合計特殊出生率は低下傾向が続いており、私としても強い危機感を持っているところであります。少子化が進んでいる要因としては、未婚化・晩婚化などが挙げられておりますが、その背景には若い世代の低い所得水準や不安定な雇用環境、出会いの機会の減少など様々な課題が考えられるところであります。また、出生率は、人口千人当たりの出生数の割合を示したものであり、圏域ごとに差異が生じておりますが、算定に際し母集団の年齢構成は考慮していないため、子供を持てる世代が相対的に少ない地域においては低い率となることが考えられます。県においては、独自財源である次世代育成・応援基金も活用し、少子化対策や若者の県内定着に向けた施策を推進し

ているほか、各市町村が地域の実情に応じて行う取組を支援しているところであり、今後とも、県内のどの地域に住んでも安心して子供を産み育てることが出来る県土の実現に向け、市町村と連携した施策の展開に努めてまいります。

次に、大綱二点目、医療提供体制の確保についての御質問にお答えいたします。

初めに、おとな救急電話相談の普及啓発についてのお尋ねにお答えいたします。

おとな救急電話相談、いわゆる＃七一九は、急な病気やけがで救急車を呼ぶべきか迷う場合や、応急処置の方法を知りたいときの相談ダイヤルであり、救急搬送が不要な軽症患者等の利用抑制が期待されるなど、救急医療現場の負担軽減に寄与するものと認識しております。県ではこれまで、＃七一九を休日や平日夜間など一部の時間帯にのみ実施してきたところではありますが、救急医療の専門家からの意見等を踏まえ、来年度から二十四時間化に取り組むこととし、今議会に必要な予算を計上しております。＃七一九の普及啓発については、これまで県政だよりやラジオ、ポスター等により、県民への周知を図ってまいりましたが、県民の認知度は三割程度にとどまっていることから、今年度新たに作成した紹介動画やサウンドロゴなどを活用して、市町村や医療機関等の協力も得ながら、様々な広報媒体を通じて情報発信し、認知度向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、医療機関のネットワーク構築の現状と課題、今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

高齢社会の進展もあり、救急搬送件数や救急患者の受入れが困難になるケースが増加する中、各医療機関が地域でのネットワークを強化し適切な機能を担うとともに、患者の受入れから転院、退院の調整を図ることができる仕組みづくりが喫緊の課題となっております。そのため県では、軽症患者を受け入れる初期救急や、中等症・重症患者を受け入れる二次及び三次救急医療機関など、各地域の医療体制に応じて機能分担を明確にするほか、救急搬送基準の見直しや救急搬送情報共有システムの運用等を通じて、救急患者の円滑な受入れ体制の整備に向けた取組を進めてまいりました。県としては医療関係者の御意見も伺いながら、新たな地域医療構想の中で位置づけられる急性期拠点機能や高齢者救急・地域急性期機能といった役割分担を意識しながら、救急患者の転院調整に関する医療機関間のネットワーク構築や支援の在り方について更に検討を進めてま

います。

次に、居宅・介護施設の高齢者救急医療についての御質問にお答えいたします。

高齢者の救急搬送人員は年々増加傾向となっており、平成二十六年と令和五年の比較では、搬送人数で約五万人から七万人に、全体に占める割合でも約五五%から六二%に増加しております。今後も高齢化の進展に伴い、救急搬送人員は更なる増加が見込まれますが、在宅や介護施設の高齢者については、急変時等の入院を含めた救急医療等の対応が課題であると認識しております。県といたしましては、在宅や介護施設等の高齢者の急変時等に適切な対応ができるよう、平時から地域における医療機関や介護サービス事業所等との相互連携体制の構築を支援し、増加する高齢者救急医療への対策を進めてまいります。

次に、大綱三点目、今後の国際交流についての御質問のうち、全国知事会会長としての働きかけについてのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月に岩屋外務大臣が訪中し、王毅外相と会談した際に、日本産水産物の輸入再開の合意を着実に履行することを確認するとともに、観光目的の中国人向け短期滞在ビザに関し、十年間何度も利用できる数次査証の新設を表明されたと伺っております。県といたしましてはこれを機会に、中国の皆様到我が県のおいしい水産物を御堪能いただくとともに、我が県を訪問し、四季折々の美しい景観などを楽しんでいただきたいと思います。考えております。全国知事会会長としても、あらゆる機会を通じ、中国側に呼びかけてまいりたいと思います。

次に、大綱四点目、県営住宅についての御質問のうち、共益費の徴収制度についてのお尋ねにお答えいたします。

県営住宅の共用部分の光熱水費等である共益費は、各住宅の自治会に徴収していただいておりますが、入居者の高齢化、自治会活動の担い手不足などにより、徴収にかかる負担が大きくなっていることから、県が家賃と合わせて共益費を徴収することができるよう、本議会においても、県営住宅条例の改正議案を提出するとともに、来年度当初予算案において、公営住宅管理システム改修費を計上しております。今後、制度実施に必要な要綱等を作成し、十月以降に自治会などからの申請を受け付け、過去の電気料金等の実績から県が共益費の額を決定して入居者に通知した後、令和八年度から県による

徴収を開始する予定としております。県といたしましては、徴収する共益費の範囲や自治会からの申請方法など、県による共益費徴収の仕組みについて分かりやすい資料を作成し、各自治会へ周知してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱二点目、医療提供体制の確保についての御質問のうち、中古の救急車の情報提供についてのお尋ねにお答えいたします。

救急出動件数及び救急搬送人員数が増加している中、医療機関が救急車を保有し自ら転院搬送することは、消防本部の救急搬送の負担軽減につながるものと認識しております。我が県の消防本部における救急車の更新状況について詳細には把握しておりませんが、相当程度使用し、継続使用が困難となった時点で更新する機会が多いと伺っております。県といたしましては、消防本部や医療機関のニーズを踏まえて、情報提供の在り方について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、宮城の子ども・子育てについての御質問のうち、子育て支援施策に関する仙台市との協議についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、結婚、妊娠・出産、子育てにおける切れ目のない支援を県全体で進めるため、仙台市も含めた県内全ての市町村や民間団体等を構成員とする宮城県少子化対策事業推進協議会を設置しており、結婚支援や子育て支援に係る施策について、国の補助制度や県事業の紹介、各市町村における取組の情報交換などを実施しております。また、宮城県少子化対策市町村交付金では、先進的、モデル的な事業を対象とする市町村提案事業について、今年度から仙台市も活用を可能とするなど、制度の見直しを図ってきましたほか、不妊検査や不妊治療に要する経費への助成、産後ケアに関する取組についても県内全域を対象としていく所であり、県といたしましては、引き続き仙台市をはじめとした市町村としっかりと連携し、子育て支援の取組を推進してまいります。

次に、親世代に対する経済的支援についての御質問にお答えいたします。

みやぎ子ども幸福計画の策定に当たり、昨年実施した宮城県少子化施策等に関する意識調査では、結婚に関して行政に実施してほしい取組として、結婚後の生活資金の支援、雇用の安定化、結婚資金の支援などの選択肢が上位を占めております。現在、親世代に対する経済的支援としては、市町村を事業主体として、新婚世帯を対象に家賃や引っ越し費用等を補助する結婚新生活支援事業や、高校生年代までを対象とした児童手当があるほか、今年四月からは、妊娠期の経済的負担の軽減を目的とした妊婦のための支援給付がスタートいたしますが、県においても、新年度予算案において、結婚・子育てパスポートのアプリ化と併せ、ポイント付与による子育て世帯の経済的負担の軽減を進めることとしております。今後とも、結婚や子育てなどの場面において、若い世代の経済面での不安軽減が図られるよう、各種施策の推進に努めてまいります。

次に、大綱二点目、医療提供体制の確保についての御質問のうち、医療機関所有の救急車等の使用実態についてのお尋ねにお答えいたします。

救急医療提供体制の現況調べによると、令和五年四月一日現在で、県内において救急車を所有している医療機関は十五施設で合計十八台が運行されており、転院搬送の年間運行件数は約四百件となっております。消防本部の救急車による転院搬送は、患者を受け入れた医療機関において治療ができず、他の病院に救急搬送が必要で、ほかに搬送手段がない場合に行われるものであり、消防本部では、転院搬送の手引を作成するなどして、医療機関に対して適正利用を促しているものと認識しております。県としても、転院搬送における消防本部の救急車の適正利用の周知に努めるとともに、医療機関と消防本部の適切な役割分担と連携を促してまいりたいと考えております。

次に、病院の救急車所有の必要性についての御質問にお答えいたします。

医療機関が独自に救急車を所有することは、患者搬送の選択肢が増え、転院搬送の円滑化が期待できますが、導入に当たっては、救急車の購入費用のほか、医師や看護師、救命士など搬送に従事する人員の確保も必要となります。県といたしましては、転院搬送に係る国の取組を踏まえつつ、医療機関や消防本部など関係者の御意見も伺いながら、医療機関による転院搬送実施についての課題や実現性について検討してまいります。

次に、大崎市民病院及びみやぎ県南中核病院への施設整備についての御質問にお答

えいたします。

大崎地域では、令和五年十月に大崎地域一市四町で締結した大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約に基づき、大崎市民病院の敷地内に夜間急患センターを含む地域医療連携拠点施設を整備し、夜間の初期救急を基幹病院へ集約することなどを通じて、役割、機能の最適化と連携強化を図ることとしております。県では、この地域医療連携拠点施設に係る整備のうち夜間急患センター整備分について、財政支援を行う予定としております。また、みやぎ県南中核病院は急性期機能の拠点として、主に回復期を担う公立刈田総合病院との機能分担を進めておりますが、刈田総合病院の急性期病床削減等により、みやぎ県南中核病院において増加している急性期の医療需要に対応するため、手術室を増設する予定としております。いずれの整備事業についても、医療機能の分化、連携に向けた重要な取組であり、地域医療構想の推進に資するものとして、地域医療介護総合確保基金を活用し、支援を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱三点目、今後の国際交流についての御質問のうち、大連や上海、香港周辺都市との友好提携関係についてのお尋ねにお答えいたします。

中国吉林省との交流は、一九八〇年の農業視察団の受入れに始まり、一九八七年に友好県省の議定書を締結し、これまで三十七年間、農業や医療、文化、教育、観光など幅広い分野において着実に進めてまいりました。御指摘のありました大連をはじめ、上海、香港には県内企業が進出しているほか、香港とは定期便が再開されるなど、我が県とこれらの地域との間では、経済分野を中心に交流が活発化しているところです。友好提携の締結に当たっては、相互の交流の積み重ねや様々な交流の熟度の高まりが重要であると考えておりますことから、県としましてはこれらの地域との交流の状況を踏まえ、今後の交流の在り方について検討してまいります。

次に、東北大学の中国人留学生との交流や青少年の交流事業についての御質問にお答えいたします。

東北大学の留学生については、中国からの留学生が最も多く、留学生全体の約六割を占めており、こうした留学生については、高度人材として我が県に定着していただくとともに、日本人青少年との交流を促進することが大変重要であると認識しております。こうしたことからこれまで県としましては、人手不足に直面する県内企業のために、高度人材活用のための外国人材マッチング支援を実施するとともに、東北経済産業局と連携して、東北高度外国人材活躍推進コンソーシアムに参画し、留学生の県内定着を図ってまいりました。昨年九月に開催された中国フェスティバル in 仙台や、先月開催された仙台春節祭においては、多くの東北大学の留学生も参加し、県民との日中交流の一翼を担っていただいたところです。東北大学を核とする中国人留学生との交流は、日中友好促進のために重要であることから、県としましては今後も留学生の県内定着を促進するとともに、青少年同士が互いに理解し合う草の根の交流事業を進めてまいります。

次に、高齢者介護・医療体制の構築に関する交流希望についての御質問にお答えいたします。

これまで中国吉林省とは、交流計画協議書に基づき、医療や経済等の分野において訪問を受け入れており、昨年度は吉林省や大学関係者で構成される訪問団が来県し、介護政策や畜産業に関する取組紹介や意見交換を行い、互いの課題解決に向けて交流を進めてまいりました。来年度は吉林省からの要望を踏まえ、高齢者介護や医療体制に係る研修を受け入れることとしており、現在その実施に向けて調整を進めているところです。今後も互いの課題解決に向けて、様々な分野において交流を行うことが重要であると認識していることから、交流計画協議書に基づき、引き続き吉林省との交流を深めてまいります。

次に、大連事務所の役割についての御質問にお答えいたします。

宮城県大連事務所は、成長著しい中国との経済交流の拠点として平成十七年に設置され、今年で二十周年を迎えます。大連事務所はこれまで県内企業と中国企業との商談支援や、大連日本商品展覧会をはじめとした展示商談会への出展による販路開拓支援に取り組んできたほか、観光イベントにおけるPRなど、インバウンドの誘客促進にも力を注いでまいりました。こうした取組を継続的に行うためには、大連市をはじめとした中国側の関係機関と友好な関係を築くことが重要であり、大連事務所はその拠点として

大きな役割を果たしてきたものと考えております。このため県では今年、大連事務所の活動への協力と震災からの復興への支援に対する感謝を伝えるため、遼寧省や大連市、吉林省などの関係者をお招きして、二十周年を記念したレセプションを実施することとしております。また、おおさき日本語学校の留学生については、大崎市では当面の間、台湾、ベトナム、インドネシアからのみ受け入れる方針と伺っていることから、今後大崎市が中国からの受入れの意向を示した際には、大連事務所の活用も検討してまいります。

次に、仙台への中国総領事館誘致についての御質問にお答えいたします。

中国駐新潟総領事館については、新潟県、山形県、福島県、宮城県の四県を管轄しており、我が県に在住する中国国民の保護や証明事務のほか、我が県と中国との様々な国際交流に尽力いただいているところです。総領事館の設置については、相手国に同等の待遇を与えるという外交相互主義に基づき、日中間においてはそれぞれ同数の総領事館の設置が原則となっているなど、国レベルでの外交上の課題があるものと承知しており、県としましては、国の状況について情報収集してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱四点目、県営住宅についての御質問のうち、集約移転についてのお尋ねにお答えいたします。

令和五年三月に策定した県営住宅の集約に伴う移転支援の方針においては、住宅団地ごとに耐用年限を迎える十年前を目途に用途廃止の可否を検討し、用途廃止が適当とされた住宅については、入居者説明会を開催するなど、具体的な移転支援を進めていくこととしております。この移転支援方針に基づき、将来の用途廃止に向けて、移転支援を開始した六団地については、令和五年七月から九月までに十八回にわたり説明会を開催し、方針や具体的な支援内容を説明したところであり、入居世帯の約六割の方に出席いただいたほか、欠席された方にも御理解いただくよう説明会資料や支援に係るアンケートを送付し、入居者の御意見の把握に努めております。また、全ての県営住宅入居者に対して方針の概要を配布したほか、相談窓口を設置し、個別の問合せに対応すると

もに、県のホームページに説明会資料等を掲載するなど、周辺の県営住宅も含め、該当住宅以外の方々への周知も行っております。県といたしましては引き続き方針や支援内容等の周知を図るとともに、自治会の御意見を伺いながら、必要に応じて説明する機会を設けるなど、丁寧に対応してまいります。

次に、自治会運営などを含めた研修を設けることについての御質問にお答えいたします。

県営住宅の自治会には、廊下など共用部分の電球の交換や草刈り、共益費の徴収など住宅管理の一部を担っていただいておりますが、防災訓練や住民の親睦を図る活動など、いわゆる町内会活動を積極的に行っている自治会もあると認識しております。こうした自治会の取組については、各住戸へ定期的に配布している入居者向けの広報紙において、参考となる事例を紹介するなど、自治会活動の一助となるよう情報共有を図っているとあります。県といたしましては、来年度から県による共益費の徴収に向けた準備や集会場へのエアコン設置など、自治会活動への新たな支援に取り組むこととしており、今後実施予定の各自治会に対する説明の場を活用し、広報の在り方も含めた自治会活動運営全般に関する研修について、御意見を伺ってまいります。

次に、自治会の合意形成に向けた工夫についての御質問にお答えいたします。

県営住宅の各団地では、灯油販売等事業者や配送事業者の一時駐車場所など、生活する上で必要な事項については、団地の実情に合わせて自治会が自主的に判断し対応していただいているものと認識しております。また、県が県営住宅の管理運営に係る要望等を自治会から受けた際には現状を把握し、個々の実情を踏まえた上で宮城県住宅供給公社と調整を図りながら対応しているところです。県といたしましては引き続き自治会の要望等に対し適切に対応していくとともに、各団地での対応事例について自治会役員への説明や入居者向け広報誌を活用して紹介するなど、積極的に情報提供してまいります。

次に、県営住宅の防犯対策についての御質問にお答えいたします。

県営住宅にお住まいの皆様が安全に安心して暮らしていただけるよう、防犯対策を講じていくことは重要であると認識しております。このため、原則自治会に行っている敷地内の草刈りや樹木剪定のうち、傾斜地や高木などについては、県におい

て実施しているところであり、こうした取組により視認性が高まり、防犯対策にも効果があることから、引き続き自治会と協力しながら実施してまいります。また、防犯カメラについては、自治会から申出があった場合は、設置と管理を自治会で行うことを条件に許可しているところですが、県による防犯カメラの設置については、犯罪防止につながる一方、プライバシー保護の観点など課題もあることから、各自治会の御意見を伺いながら検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、宮城の子ども・子育てについての御質問のうち、学校統廃合の地域子育て支援への影響についてのお尋ねにお答えいたします。

小中学校の統廃合の状況については、令和元年度以降の六年間で、小学校三十校、中学校十六校が統廃合され、県全体で三十四校減少しております。学校は地域コミュニティの核としての役割も担っており、学校の統廃合が進むことにより、地域社会のつながりが希薄となり、子育て家庭が地域の中で孤立することなども懸念されることから、地域全体で子供を育てる体制を整備する必要があると認識しております。県教育委員会といたしましては、地域における家庭、地域、学校による協働体制の更なる充実や、家庭教育を支援する地域人材の育成などに努め、市町村や県の関係部局等と連携し、子供が地域の中で健やかに育まれる環境づくりに努力してまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 四十七番伊藤和博君。

○四十七番（伊藤和博君） 御答弁ありがとうございます。子ども・子育てで今、教育長から三十四校の減少というお話を聞きまして、やはりかなりの数が減っているんだなということを実感しておりますけれども、質問でも触れた、例えば学校の受皿になっているような子供会育成会といったところが、実際には地域との連携を図る上で、そういった子育ての大事な役割をしている組織がどんどんなくなっている現状も併せてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 先ほど小中学校の統廃合の状況をお話しさせていただきましたけれども、やはり少子化の影響を受けまして学校を中核とするそういった組織も減ってきているという状況にありますし、学校が広域をカバーすることによって、なかなかその組織への帰属が希薄になってくるという現状もあるというふうに認識しております。そういったことから、統廃合して新しい学校ができた場合でも、やはりそういった保護者たちのつながりを支援できるようなことで教育委員会としては尽力しているというような状況でございます。

○議長（高橋伸二君） 四十七番伊藤和博君。

○四十七番（伊藤和博君） やはりそういったところを大事にさせていただきたいというふうに思います。

次に、医療提供体制の確保についてですけれども、実際、病院救急車があるところと本当にそこがうまく機能しているところは、ある意味でいうと——湘南鎌倉総合病院なども見てきましたけれども、複数台で千人の救急救命士さんが運行実態を把握しながら手配しているというような状況もありました。救急車一台を導入したから済む問題ではないかと思えますけれども、例えば大河原町の例を出させていただきましたが、本当に搬送時間までは出るんですけれども、帰ってくる時間とかも含めたり、また、救急車自体が手続の報告書を書いたりすると、やはり二時間から三時間ぐらい大河原町にいないような時間帯が発生するということなので、国でも様々な、昨年度から点数がついたり、今年からドクターカーの事業費を含めたりしているので、そういったことを考えれば、住民の皆さんの安心安全を考える上では、県が強力にアドバイスしながら、そういった実現についてももう一步踏み込んだ取組が必要ではないかと思うのですが、もう一回御所見をお伺いいたします。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大変重要な御指摘だと思っております、知事からも御答弁申し上げましたが、新たな地域医療構想の検討がまさに始まったところでございます。これまでは、急性期ですとか回復期といった病床機能に着眼した取組を進めるといったことで進めてきた構想でしたが、今後は医療機関そのものの機能について

どうあるべきかといった観点から、地域内でしっかり検討を進めていくということが大きな眼目になってございます。その中で、急性期の拠点、あるいは高齢者救急・地域急性期機能をどうやって役割分担していくかという観点から議論が深まっていくことが求められておりますので、そういった議論の中に県もしっかりコミットして地域医療構想調整会議等の議論を踏まえながら、我々も役割を果たして、そういった地域の救急体制の確立、向上にしっかりと努めていけるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 四十七番伊藤和博君。

○四十七番（伊藤和博君） そういった医療体制の構築というのは非常に大事な視点だというふうに思います。湘南鎌倉総合病院に行ったときは、営業で来るような療養期の病院さんもあるみたいで、そして下り搬送で病院の救急車を活用している事例を伺ってまいりましたので、そういった相互連携がしっかりとれるようなシステムをいち早く構築していただきたいというふうに思います。

あと、今後の国際交流の件で様々な取組がありますけれども、中国に絞った形でお話をさせていただきました。やはり中国はある意味でいうと十四億人の人口を擁して、隣の国として今回行って思ったんですが、上海からは正味二時間半ぐらいで来れるという事なので、下手すると九州に行くのと同じぐらいの時間で行ったり来たりができるということもあります。そして中国の方は、仙台というと東北大学の魯迅先生のイメージがあって、教科書等で勉強するので仙台の地名は知っているんだけど、その中身についてなかなか思いつかないということもあるので、しっかりとそういった中で交流を深めて、そして東北大学では千四百人の留学生が来て、本当にそういったところで高度人材のマッチングとかもできるというふうに思いますので、更に一歩深めた取組を知事の口からお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 大変な経済大国になっております中国との交流というのは非常に重要だというふうに私も思っております。先ほど答弁いたしましたように、岩屋外相と王毅外相との話合いもスムーズに進んだというようなことでございますので、この勢いをとめることなくより良い関係になるように、知事会としてもまた宮城県知事としてもしっかりと努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 四十七番伊藤和博君。

○四十七番（伊藤和博君） やはり交流のことを考えると、国レベルで同じ総領事館の数が必要かと思いますが、東北に一個もないというのもなかなか交流が進まない原因だというふうに考えます。中国への働きかけと日本政府への働きかけも併せてお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。